

一般社団法人日本障害者カヌー協会 役員規程

第1章 総則

第1条(目的)

当協会の役員の報酬、旅費交通費の支給に関しては、定款、理事会の決議ならびに各種規程によって、もしくは特別の定めがない限り、この規程によるものとする。

第2条(役員の定義)

この規程で役員とは定款の定めにより社員総会により選任された、次の各号の役員および監事をいう。

代表理事

理事

監事

第3条(適用範囲)

この規程は、原則として当協会の役員および監事に適用する。

第4条(兼務役員の取扱)

役員であって使用人を兼務する場合は、この規則に定めがある場合を除いて、従業員の就業規則の定めるところによる。

第5条(規程の遵守)

役員はこの規程を遵守し、協力して誠実に就業し、もって当協会の発展に努めなければならない。

第6条(制定改廃)

この規程の制定改廃は、社員総会が行う。

第2章 服務

第7条(役員の責務)

役員は、この規程および当協会の他の規則、規程の定めるところに従って所管の業務を執行しなければならない。

第8条(秘密保持)

役員は、当協会の秘密を保持し、当協会の名誉または不利益となる行為または言動をなしてはならない。

第9条(禁止事項)

役員は、次の各号の行為をしてはならない。

職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、または手数料、リベートおよび供給を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をなすこと。

代表理事の承認を得ないで、他の会社または団体の役員または使用人となること。

第10条 役員は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 役員が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 役員が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が役員の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

第11条(損害賠償)

職務の執行に当たって理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、当協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 役員が、この規程に違反する行為をして当協会に損害を与えたときもまた同様とする。

第3章 退任

第12条(退任)

役員は、次の各号の一に該当する場合には退任とし、役員としての身分を失う。

任期满了

定年

解任

死亡

第13条(任期满了)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、定款第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 14 条(辞任勧告)

1 役員を辞任する場合は、業務上の引継を完了し、かつ辞任後といえども、その責任に係わる業務については責任を持たねばならない。

第 15 条(定年)

役員の設定年は、定年の定めなしとする。

第 16 条(解任)

役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、当協会に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第 6 章 報酬

第 17 条(報酬)

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

第 18 条(その他の事項)

本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 23 日から実施する。